

# 輸送安全規則 『第20条 運行管理者の業務』

選任されていない運転者の運転禁止	告示に従った乗務割りの作成	点呼実施 (検知器義務)	乗務記録をつけさせる	乗務員への指導監督	事故の記録をつける
無資格者の運転禁止措置	酒気帯びた乗務員を乗務させない	点呼記録	乗務記録を保存する	指導監督の記録保存	運行指示書の作成、指示、保存
休憩・睡眠等施設の管理	疾病疲労等健康状態を把握し、乗務させない	点呼記録の保存	運行記録計の管理、保存	補助者への指導監督	過積載に関する指導監督
交替運転者の配置	運転者台帳の作成	アルコール検知器の常時有効性保持	異常気象時の安全確保	適性診断を受診させる	積載方法に関する指導監督